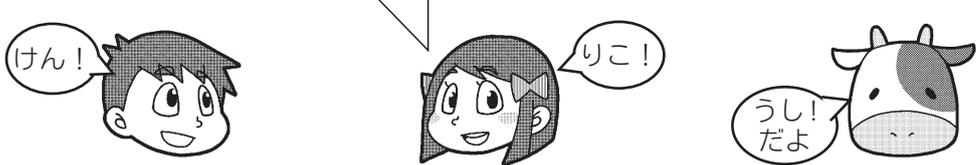


学ぼう権利！使おう権利！^{②5}

～ 母性保護が必要な場合って?? ～



産前休暇は、「6週間（母性保護のために必要がある場合にあっては8週間）」と書いてあるけど、何か特別な状況でないと8週間取得できないの？この「母性保護」ってどういうことなの？

だから、産前休暇を8週間請求するのは当たり前のことなんだウッシ！その方が、母体にとっても、生まれてくる子どもにとってもいいんだウッシ！

女性は生まれながらに「子どもを産み育てる固有の能力＝母性」を持っているの。「母性保護」とは、女性が持つ母性に対する社会的な保障のこと。もう少し詳しく言うと、こういうことだよ。

「特別な状況じゃないから遠慮して6週間にしようかな……。」なんて悩まなくてもいいということだね！

- ①産む性を持っているために発生する体の問題（月経・妊娠・出産・更年期など）すべてに対する保障をすること。
- ②労働や職場環境が原因で、その機能が低下したり障害をもたらしたりすることなく、母子両方の健康を社会的に保障すること。

現在取得されている産前休暇は、ほとんどが8週間だと県教委の担当者も言っていたウッシ！

体の問題すべて？ 労働や職場環境が原因？

そうだよ。職場のみんなでそのことを理解して、母性保護の取り組みを進めていきたいね！

そうだね。例えば、妊娠中の自動車の運転、出退勤時の交通事故のリスク、校舎での階段の上り下りなど、妊娠中の母体に負担がかかることは無数にあるの。だから、「母性保護の必要がない場合」なんてなくて、母性保護はいつでも必要なの。

安心して子を産み育てられる職場にするためにも、妊娠中や子育て中の職員とのコミュニケーションを大切にしていこうね！



岩教組 法律相談 10月の法律相談日

11月29日(火) 17:00～19:00



川上・吉江法律事務所
川上 博基 弁護士
農林会館内 (4F)
TEL 019-651-3560
FAX 019-651-3561
E-mail kawakamilo@mbc.nifty.com

問い合わせ先

岩手県教職員組合 法制部

〒020-0022 盛岡市大通一丁目1番16号
TEL 019-623-3307 FAX 019-653-5434
E-mail iwakyoso@poplar.ocn.ne.jp

- *組合員は相談料が無料です。
- *秘密は厳守します。
- *相談日以外でも相談できます。